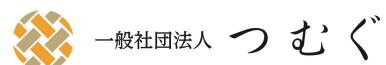
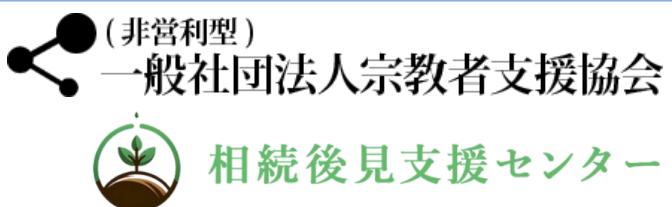


「終活・相続」勉強会 ～相続のいろは～

天理教繁藤大教会
令和7年10月25日



相続後見支援センター
【一般社団法人 宗教者支援協会】
説明動画はこちらから



自己紹介



長井 俊行 (ながい としゆき)

相続手続カウンセラー®

相続後見支援センター 相談員
一般社団法人つむぐ 代表理事
大阪高齢者生活協同組合 理事
日本弔い委任協会 理事
相続手続支援センター関西 所長
株式会社サントレフォルム 代表取締役

相続及び遺言書作成専門家。モットーは「想いを紡ぐ」。20年間で約4,000件のご家族をサポートしてきた経験を活かし、生前準備及び終活のサポートとして地域コミュニティ等と連携し活動。加えて公共団体等で年間約50件の講演を実施。単なる”事務手続き”で片付けない想いを大切に丁寧な手続きを心がけている。

兵庫県加古郡播磨町出身 神戸市在住
兵庫県立加古川西高校～近畿大学商経学部卒業
昭和52年12月14日生

あなたの緊急連絡先は？



ふりがな そうぞく たろう	記入日 2022年5月22日
私 相続 太郎	に何かあつたら、右記に連絡して下さい。
生年月日 1977年12月14日生	血液型 A型
電話番号 06-6445-2800	同居家族 懇・有
常用服用薬 無・有	
かかりつけ病院名 サントレフォルム医院	
エンディングノート 無・有	□ 記入済

緊急連絡先

①連絡先者氏名 相続 花子 (妻)	連絡先者氏名 相続 桃子 (長女)
電話番号 090-1111-5555	電話番号 090-1111-3333

あなたの大切な人のために
本日のお話を聞きください



もしかカードの詳細

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

2

相続手続きの専門家たち

専門家（土業）との連携が大切



相続手続カウンセラー



相続の専門家を
中立な立場でコーディネート



Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

3

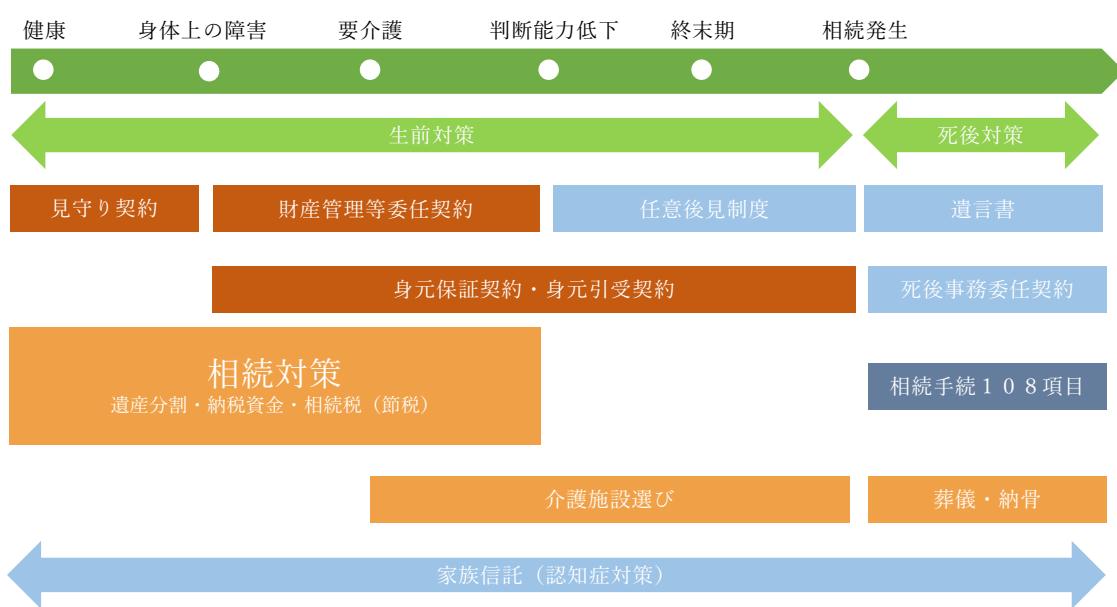
もくじ

1. 終活の全体像を把握する
2. 相続する財産、あなたの相続人について
3. 終活準備の契約（成年後見制度、死後事務委任契約、遺言書）
4. 遺贈寄付
5. 不動産にまつわる法改正（義務化）

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

4

終活・相続の全体像



Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

5

相続財産について

【プラスの財産】

相続財産となるもの		必要書類
現金預金	現金、預金、貯金など	・通帳 ・証書
不動産	土地、建物	・固定資産税の課税明細 ・登記事項証明書
有価証券	株式、国債、投資信託	・取引残高証明書 ・株券、預かり証
その他	自動車、ゴルフ会員権、貸付金、貴金属	・車検証 ・会員権証書 ・借用書 など
みなし相続財産	生命保険、死亡退職金	・保険証券

※遺産分割の対象ではないが、相続税の計算上は相続財産とみなされます。

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

6

相続財産について

【マイナスの財産】

相続財産となるもの		必要書類
借入金	借金、カードローン、アパートローンなど	・借用書 ・借入返済予定表など
預かり金	敷金など	・不動産賃貸借契約書

葬式費用 葬儀費用、寺院のお布施、納骨費用など

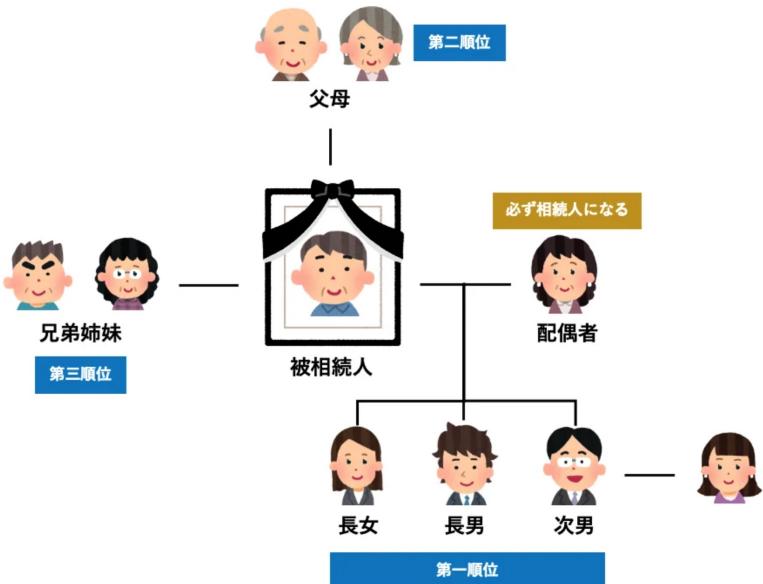
・領収書、メモ

※マイナスの財産ではないが、相続税の計算上はプラスの財産から控除できます。

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

7

ご家族関係について



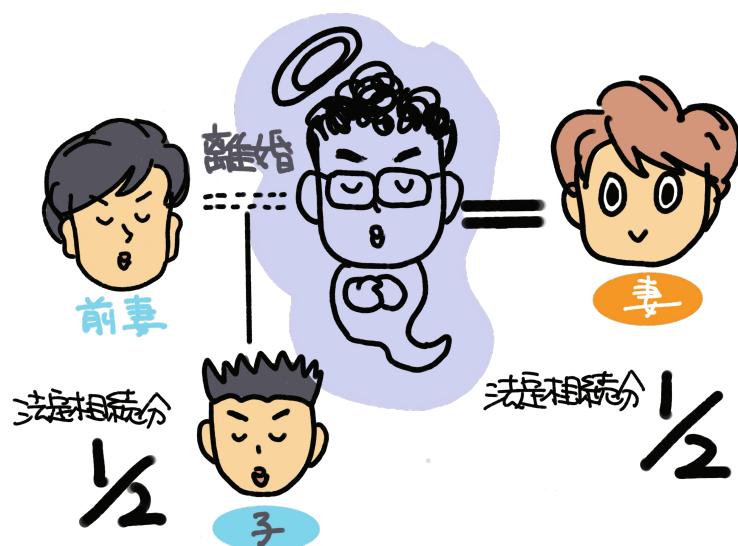
■ 法定相続分

第1順位	
配偶者 2分の1 (遺留分4分の1)	子 2分の1 (遺留分4分の1)
第2順位	
配偶者 3分の2 (遺留分3分の1)	両親 3分の1 (遺留分6分の1)
第3順位	
配偶者 4分の3 (遺留分2分の1)	兄弟 4分の1 (遺留分なし)

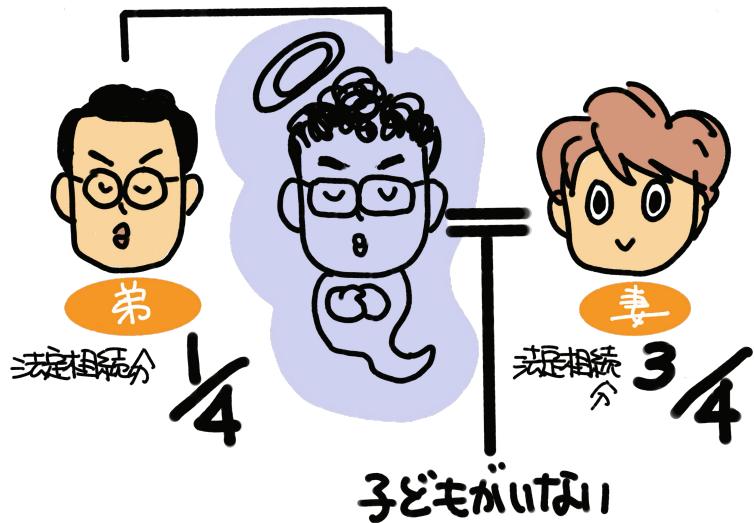
* 遺留分・・・各相続人が主張できる最低限の取り分

8

こんな家族関係は気をつけて！



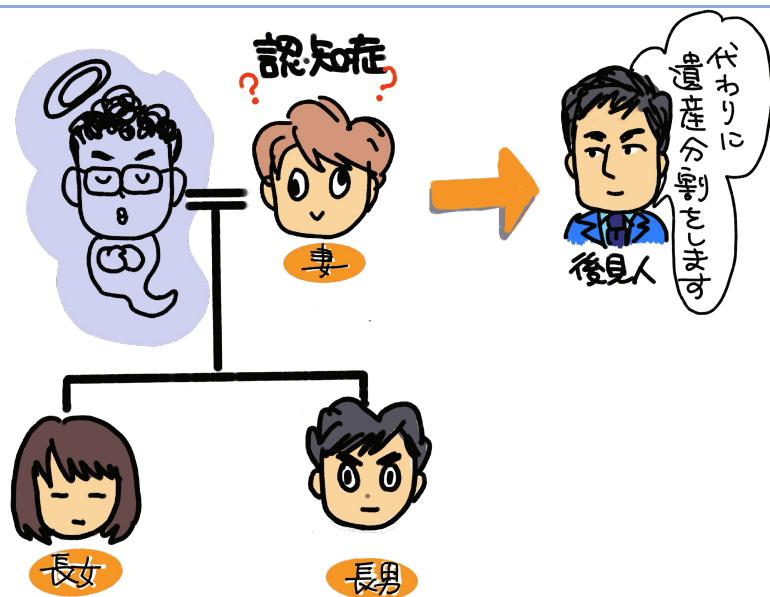
こんな家族関係は気をつけて！



Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

10

こんな家族関係は気をつけて！



Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

11

こんな家族関係は気をつけて！



12

見守り契約

・概要

- ・身近に頼れる親族・知人がいない場合に、第三者に定期連絡や定期訪問をお願いすることで健康状態や生活状況に変わりがないか確認してもらう契約
- ・民間企業が提供する見守りサービスと併用するケースも増えている

・メリット

- ・安否状況の確認ができる
- ・財産管理契約や任意後見にスムーズに移行できる
- ・依頼者との間で信頼関係を形成できる

・注意点

- ・「リアルタイム」の見守りは、民間企業のサービスでないと行うことは難しい。ケースによっては民間企業の見守りサポートとの併用を検討すべき

財産管理等委任契約

・概要

- ・判断能力に問題はないが、身体的な衰え・傷病等により自ら財産管理が行うことが困難となった場合に備えて、第三者に**財産管理等を委任**しておく契約
- ・公正証書で締結されるのが一般的

・メリット

- ・**判断能力に問題がない場合でも** 第三者に財産管理を委任できる
- ・任意後見にスムーズに移行できる

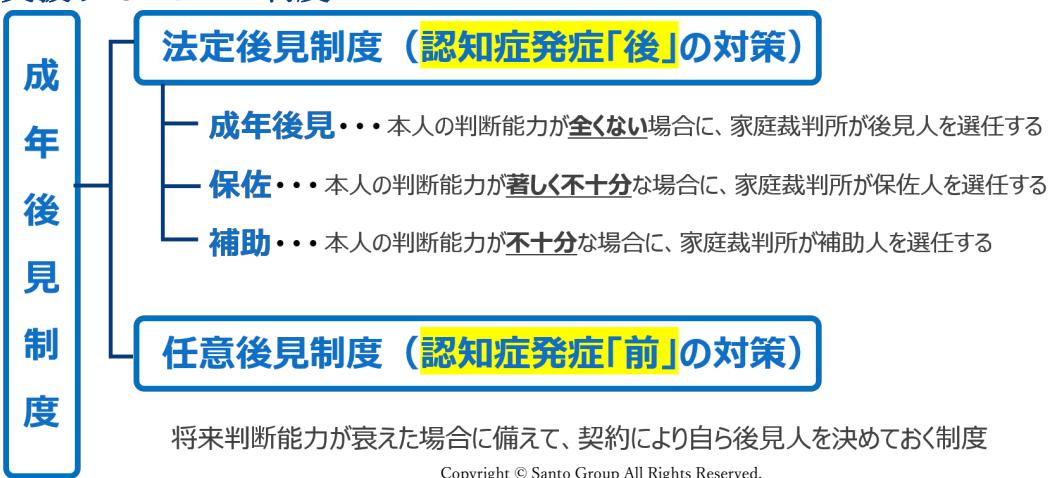
・注意点

- ・判断力がある状態なので、管理する財産や受任者の代理権を、きめ細かく設定しておくことが望ましく、クライアントが主に利用している金融機関に取り扱いを事前に確認しておくことが望ましい（**委任契約があっても金融機関で手続きできるとは限らない**）

任意後見契約

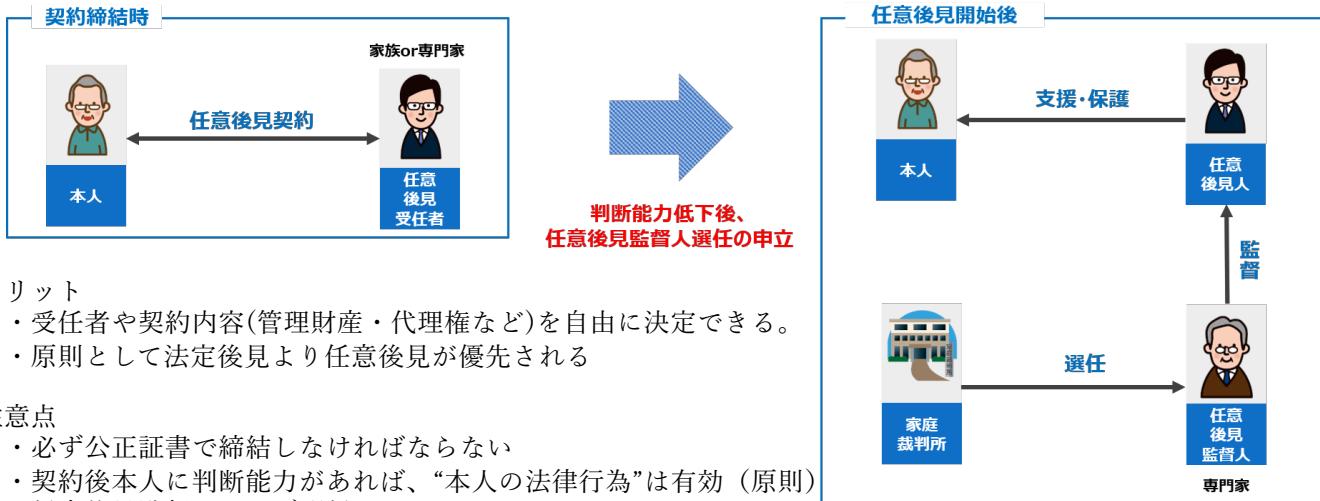
・成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などが原因で判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度



任意後見契約

・成年後見制度を図で見る



Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

16

死後事務委任契約

・概要

- ・死後の医療費・施設利用料等の**支払い**、**葬儀**、**埋葬**、**法要**などを第三者に依頼しておく契約を「死後事務委任契約」という
- ・おひとりさま対策では、見守り契約、財産管理等委任契約、任意後見契約、身元保証契約、遺言書とセットで作成するケースが多い

・メリット

- ・後見人や遺言執行者では**対応ができない死後の事務（葬儀・納骨等）**にも対応ができる

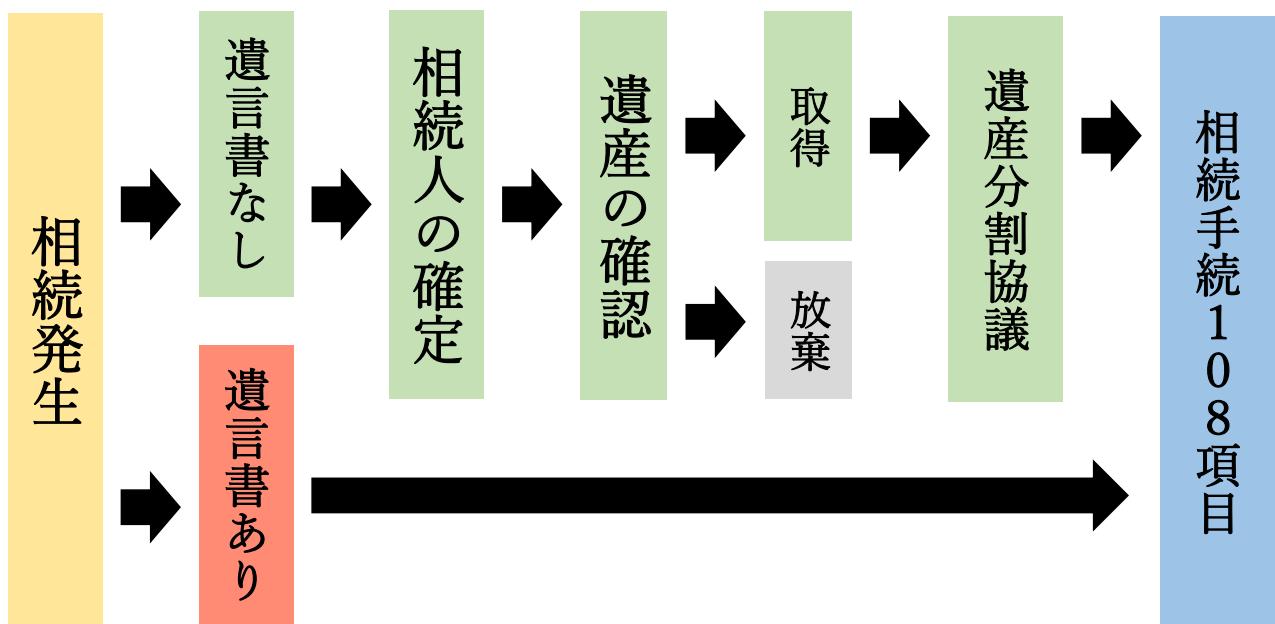
・注意点

- ・事務費用の支払い方法として、契約時に受任者に事務費用を**預託する形式**、契約と同時に信託会社へ**信託する形式**、相続発生時に**遺言執行者から支払う形式**などがある
- ・監督機能がないので、依頼先の選定は慎重に行う必要がある
- ・法定相続人と意見衝突の恐れがある
- ・死亡届を提出するには、注意が必要

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

17

相続手続きの流れ



18

遺言書とは

- 自分が亡くなった後に“財産が誰にどのように分配”されるのかを
生前に決めておく書面。
- “民法所定の要式”を満たすことにより、効力が生じる。実務上は
「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」が利用されることがほとんど。
- 遺言書を作成することにより財産を自由に分配することが可能になる。
相続人以外の方に承継させることも可能。

遺言書の種類

		自筆証書遺言		公正証書 遺言
		保管なし	保管あり	
安全性	紛失防止	×	○	○
	災害による滅失	×	○	○
	破棄・隠匿	×	○	○
	変造・偽造	×	○	○
有効性	要式不備	×	○	○
	内容不備	×	×	○
	遺言能力の存否	×	△	○
遺言者 の 利便性	プライバシーの保護	○	×	×
	手が不自由な場合の利便性	×	×	○
	足が不自由な場合の利便性	○	×	○
	費用負担が小さい	○	△	×
相続人 の 利便性	遺言書の検索の容易性	×	○	○
	家庭裁判所による 検認の負担なし	×	○	○
	遺言執行までの迅速性	×	△	○

【保管場所】

“公正証書遺言”は
公証役場

“自筆証書遺言”は
貸金庫ではなく
法務局（3,900円）～

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

20

遺言書の必要性

①金融機関での必要性

定期預金の解約・・・お葬式費用に充当できない

口座振替等が凍結する・・・あらゆる口座振替が停止（相続人が自己負担・・・）

②不動産での必要性

換価しにくい財産・実家に対する想いの相違

山林・農地や売却できない不動産の押し付け合い（国庫帰属も難しい）

③相続税申告で必要性

10ヶ月の申告期限に間に合わない（特例を使わず一旦納税、**納税資金ショート**）

※申告期限後3年以内の分割見込書提出

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

21

遺贈寄付とは

- 「遺贈寄付（いぞうきふ）」とは、個人が遺言によって、自身の遺産の全部または一部を、公益法人、NPO法人、学校法人、地方公共団体、宗教団体などの団体や機関に寄付することをいいます。

(特徴)

1. 遺言が必要
2. 死後の寄付
3. 相続税の非課税（団体等によるので、税理士に事前確認が必要）
4. 社会貢献

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

22

遺贈寄付の注意点（みなし譲渡課税）

【みなし譲渡課税とは】

個人が不動産や株式などの値上がりしている資産を無償で寄付または遺贈した場合、税法上は、その資産を時価で売却（譲渡）し、その売却益（値上がり益）を寄付したと「みなして」**譲渡所得税（みなし譲渡課税）**が課税されます。

負担者：財産を譲った個人（またはその相続人）

相続人が**【所得税・住民税】の納税資金を確保しなくてはならない**



解決策：「租税特別措置法第40条の特例」承認を得る

Copyright © Santo Group All Rights Reserved.

23

相続登記の義務化（不動産登記法）

義務化の開始

2024年4月1日

登記の期限

不動産を取得した相続人がその取得を知った日から3年以内

過去の相続

2024年4月1日以前に発生した相続は、2027年3月31日が期限

罰則

10万円以下の過料



とりあえずの義務を果たすための新制度

「相続人申告登記」

まとめ

1. 終活の全体像を理解する
2. 相続財産、相続人について理解する
3. 終活準備の契約がないとサポートできない
4. 相続人がいないリスク（遺贈寄付）
5. 遺言書のススメ

遺言書

1.私の所有するすべての財産を
△△△△に相続（遺贈）させる

2.遺言執行者は、一般社団法人つむぐ
(大阪市福島区吉野1-20-30) を指定する

令和7年10月25日
住所：天理市田部町20
繁藤 太郎 **実印**

ご清聴ありがとうございました。

今日の内容を1人でも多くの方に
お伝え頂けましたら幸いです。



ご質問があれば
お伺いさせていただきます！



エンディングノートのダウンロード
はこちらから